私は町県民税申告？それとも所得税の確定申告？どちらが必要？

令和７年中の収入等については、人によっては申告が不要であったり、町県民税の申告又は所得税の確定申告が必要となります。

以下のフローチャートを参考にご自身がどの条件に当てはまるかご確認いただき、該当する申告を令和8年3月16日（月）までにお願いいたします。

令和8年度(令和7年分)申告フローチャート

A　所得税の確定申告をする必要があります。

B　町県民税の申告をする必要があります。

C　確定申告・町県民税の申告をする必要がありません。

凡例
- → はい
- ⇢ いいえ

★スタート
令和8年1月1日現在、小鹿野町に居住していた

⇢ 小鹿野町への申告は必要ありません。1日1日に居住していた市区町村へお問い合わせください。

令和７年中にどのような収入がありましたか？

- 年金収入のみ
  - → 収入額が400万円を超える。 → A
  - ⇢ 控除を申告し、所得税の還付を受ける。 → A / ⇢ C
- 給与収入のみ
  - → 次のいずれかに該当する。
    - ・年末調整が済んでいない。
    - ・年末調整の内容に変更がある。
    - ・2か所以上の会社からの給与がある。
    - ・医療費や扶養等の控除を追加、変更する。
    - ・給与収入が2,000万円を超える。
    - → A / ⇢ C
- 給与や年金収入の他に、20万円を超える所得がある。 → A
- 農業、営業、不動産、雑、一時、配当所得などがあり、所得金額（収入ー経費）が所得控除より多い。（所得税が課税される。） → A / ⇢ B
- 「収入なし」または「非課税収入」のみ（遺族年金、障害年金、失業給付金など） → 家族の税法上の扶養である。 → C / ⇢ C

※上記図は、一般的な例を示しており、所得や控除の状況によって異なる結果となる時があります。

A　所得税の確定申告が必要な方

下記に該当する所得税の確定申告は、町申告会場ではお受けできません。
秩父税務署やスマホ申告等でご申告ください。

×不動産、貴金属、株式等売却の申告（譲渡所得）
×分離課税に該当する所得（退職所得、山林所得等）
×繰越損失、雑損控除　初年度の住宅ローン控除、外国税額控除
×死亡者の確定申告（準確定申告）、青色申告、過年度申告

B 町県民税申告が必要な方

・郵送申告、窓口申告、電子申告のいずれかでご申告ください。
・今年度から町申告会場はスペースの都合上、例年より受付職員が減ります。申告までの受付待ち時間が増加することが予想されますので、郵送申告にご協力ください。
・昨年、町県民税申告をされた方には、町県民税申告に必要な書類を1月中に郵送します。
・必要書類がお手元になく郵送申告を希望する方は、必要書類を送りますので税務課までご連絡ください。

C 申告不要な方

・所得証明書を取得する場合や国民健康保険税の軽減措置、公営住宅の家賃の算定のため、申告が必要な場合があります。

町県民税の申告受付日程

受付期間	2月2日(月)から3月16日(月)まで	2月16日(月)から3月16日(月)まで
受付場所	小鹿野町役場 税務課窓口(注1) ※2月16日以降は収入のない申告(0円申告)のみ。それ以外は町民ラウンジで受付	小鹿野町役場 1階 町民ラウンジ(注2)
受付時間	平日 8時30分から17時15分の間	平日 9時(注3)から11時30分 13時から15時30分

※地区ごとの受付日程は広報2月号に掲載予定です。
※町の申告会場で受け付けられる所得税の確定申告は簡易な申告に限ります。
　前ページのAのとおり株式、不動産、貴金属の売買による譲渡所得に係る所得税の確定申告は、**町の会場では受け付けられません**のでご注意ください。
注1 **町県民税の申告のみ**受け付けます。なお、2月16日以降に、収入がない申告(0円申告)以外の内容の町県民税申告をされる人は、町民ラウンジにお越しください。
注2 今年度は両神振興会館での受け付けは行いません。
注3 整理券の配布は**8時45分**から行います。

税務課☎75-4124・4125